

**2019 年度九州大学「海外留学支援事業」
(大学院 中・長期留学支援) 募集要項**

1. 目的：

九州大学の学府学生が、海外の大学等で研究、研鑽することにより、語学力・コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力・行動力を磨き、異文化に対する理解と国際感覚の醸成を図り、グローバルに活躍できる人材として社会に貢献できるようになることを支援、促進するために、海外留学支援金を給付する。

2. 支援対象者：

九州大学の正規課程に所属する学府学生で、次のいずれかによる留学が決定した者又は予定している者

- ①学生交流協定に基づく交換留学（大学間又は部局間）
- ②ダブル・ディグリー取得のための留学
- ③指導教員の推薦に基づく海外の大学や研究機関への研究留学

3. 留学期間：

3 か月以上 1 年以内（ただし、ダブル・ディグリー取得のための留学については、その期間）、且つ、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに留学を開始するもの。

4. 支援額／支援人数：

- ・留学期間が 6 か月以上：100 万円
 - ・留学期間が 6 か月未満：50 万円
- ※支援人数は予算の範囲内で決定する。

5. 申請方法：所定の申請書類を所属学府の学生担当係を通じて提出すること。

6. 申請締切：

- ・2019 年 3 月 1 日（金）：2019 年 4 月～2020 年 3 月に留学を開始する者
- ※採否結果は申請締切の翌月を目途に通知予定。申請状況により追加募集を行う場合がある。

7. 選考方法：所属学府からの推薦順位に基づき、国際交流専門委員会にて決定する。

8. 支援金支給方法：

支援金は2回に分けて支給する。

〔1回目〕支給手続きに係る必要書類を受領した後、支援金の半額を支給する。

〔2回目〕留学開始後、残額を支給する。

9. 採用者の義務：

帰国後1か月以内に、留学成果報告書（所定様式で電子データにて提出）及びパスポートのコピー等出入国が確認できる資料を提出すること。

10. 留意事項：

（1）支援金の使途に定めはないが、海外留学保険代、ビザ取得費、渡航費及び現地滞在費等、留学に要する費用に充てること。

（2）支援金を受領した後に留学を辞退した者や「8. 採用者の義務」を履行しない者には、本支援金の返納を求める。

（3）6か月以上の予定で留学を開始し、支援金の全額を受給した者が、諸事情により6か月未満の留学に変更した場合は、半額の返納を求める。

（4）6か月未満の予定で留学を開始した者が、6か月以上の留学に変更した場合は、予算の範囲内で追加の支援を行う場合がある。

（5）本学が提供する留学に関する他の給付型支援金（奨学金及び渡航費支援等）との併給は認めない。ただし、所属学府が独自に実施する海外留学支援は除く。

（6）本事業による支援は、学府在籍期間を通じ、同一人に対し1回のみとする。

11. 問い合わせ先：

国際部留学課国際学生交流係

E-mail : scholarship@jimu.kyushu-u.ac.jp

内線：(伊都) 90-2209/2271